

国 Q & A (抜すい) ※追って全文を掲載します。

B 経過措置対象者

B 経過措置対象者に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
B7	経過措置対象者	第3号研修	経過措置対象者(居宅におけるALS等の障害者に対する喀痰吸引を実施していた者)がH24年4月1日以降に第3号研修を受講し、対象者や行為を変更する場合、例えば、 ・口腔内喀痰吸引を実施していた者が、鼻腔内喀痰吸引の行為を追加する場合は、実地研修(特定の対象者に対する当該行為)のみを受講すれば良く、 ・口腔内喀痰吸引を実施していた者が、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の行為を追加する場合は、基本研修(経管栄養部分の講義3時間と演習1時間)及び実地研修(特定の対象者に対する当該行為)を受講するということがよい。	お見込みのとおり。
B8	経過措置対象者	経過措置対象者の範囲	違法性阻却通知又は平成22年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業・平成23年度都道府県研修に基づく研修を受講したが、現在喀痰吸引等を実施していない者については、経過措置対象者に含まれるか。	今後、喀痰吸引等の業務を実施する見込みがある場合は対象として差し支えない。

D 23年度研修事業(特定の者)

D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D15	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	全体	どのような場合に「特定の者」研修を選択しうるか、適切な例をお示しいただきたい	特定の者の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者や介護職員等との個別な関係性が重視されるケースについて対応するものである。以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のような障害等が考えられる。 (障害名等の例) ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)又はこれに類似する神経・筋疾患 ・筋ジストロフィー ・高位頸髄損傷 ・遷延性意識障害 ・重症心身障害 等 なお、上記のような対象者であって、対象者も限定されている場合は、障害者支援施設においても「特定の者」研修を選択しうる。

国 Q & A (抜すい) (平成23年12月2日ワムネット京都府センターに掲載)

C 23年度研修事業(不特定多数の者)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C31	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	全体	特別養護老人ホーム、老人保健施設等高齢者施設で従事する職員は不特定多数の者対象の研修事業を受講するものであり、特定の者の研修事業の受講者には該当しないと考えるが、いかがか。また、介護保険施設以外の介護保険サービスに従事する職員に関しては、どのように考えればよいか。	そのとおり。 特定の者対象の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者や介護職員等との個別な関係性が重視されるケースについて対応するものであり、事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者の介護施設や居住系サービスについては、特定の者対象の研修事業の対象としない予定。また、その他の居宅サービスについては、上記の趣旨を踏まえ、ALS等の重度障害者について、個別な関係性を重視したケアを行う場合に、特定の者対象の研修を実施していただきたい。